

○運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について(通達)
(平成 9 年 5 月 22 日岡運免第 227 号／岡捜一第 452 号／岡交企第 180 号警察本部長例規)

改正 平成 12 年 3 月岡務第 114 号 平成 20 年 3 月第 195 号
平成 20 年 7 月第 459 号 令和 5 年 9 月 28 日岡務第 697 号
令和 7 年 3 月 14 日岡務第 243 号 令和 7 年 3 月 19 日岡運免第 253 号

各部長・参事官・所属長

このたび、被害者対策の一環として、運転免許の保有者に対して警察が送付している各種通知文書を、事件・事故等により死亡した者に対しては発送しないことなどを内容とした、交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について(平成 9 年 4 月 25 日警察庁丙運発第 10 号、丙交企発第 54 号、丙交指発第 17 号、丙都交発第 8 号、丙給厚発第 13 号、丙生企発第 26 号、丙地発第 12 号、丙少発第 15 号、丙刑企発第 30 号、丙捜一発第 11 号、丙備企発第 32 号、丙情管発第 8 号)が制定されたことに伴い、岡山県警察においても別添のとおり運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領を制定し、平成 9 年 6 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領

第 1 総則

1 目的

この要領は、被害者支援の一環として、警察が死亡を確認した者に対して運転免許証又は運転免許証の有効期間の更新に係る手続等の案内を記載した書面(以下「更新連絡書」という。)及び更新連絡書以外の運転免許に関する通知用の書面(以下「更新連絡書等」という。)の発送を停止するための手続を定めることを目的とする。

2 趣旨

交通事故、犯罪その他の事件・事故(以下「事故等」という。)によって死亡した者に対し、警察が死亡を確認しているにもかかわらず更新連絡書等を送付した場合、当該通知を受けた遺族は、精神的な苦痛、悲しみを倍加し、警察に対する不信感を抱くこととなる。

そこで、県警察の被害者支援の一環として、事故等の被害者に敬意を同情を持って接し、その尊厳を傷付けない対応の徹底を図るため、各部門が綿密な連絡体制を確立し、警察が死亡を確認した者に係る運転免許に関するデータを警察共通基盤システムによる運転者管理システム(以下「運転者管理システム」という。)に記録し、その者に対しては更新連絡書等が発送されないようにするものである。

3 対象者及び対象文書

(1) 更新連絡書等の発送停止対象者

更新連絡書等の発送を停止する対象者(以下「発送停止対象者」という。)は、次のいずれかに該当し、死亡時において16歳以上であるものとする。

なお、いずれの者についても、住所又は居所のいかんを問わない。

ア 次に掲げる者のうち、身元確認が警察により確実に行われたもの

(ア) 交通事故により死亡した者

(イ) 交通事故以外の過失事件・事故により死亡した者

(ウ) 殺人事件又は傷害致死事件により死亡した者

(エ) (ア)から(ウ)以外の事由により死亡した者

イ アに掲げる者のほか、警察の各部門の所掌に属する事務の遂行のため死亡確認及び身元確認が確実に行われた者で、警察においてその確認が行われたことをその遺族が承知しているもの

(2) 発送停止対象文書

免許保有者に発送される更新連絡書等のうち、この要領に基づき発送を停止するものは、次に掲げるとおりとする。

ア 更新連絡書(道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第3項の規定による書面をいう。)

イ 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書(自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第3号又は第4号による書面をいう。)

ウ 次に例示する行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法令に基づくもの

(ア) 意見の聴取通知書(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第39条第1項の規定による書面をいう。)

(イ) 聴聞通知書(行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項の規定による書面をいう。)

(ウ) 初心運転者講習通知書(道路交通法第108条の3第1項の規定による書面をいう。)

(エ) 再試験通知書(道路交通法第100条の2第4項に規定する書面をいう。)

第2 発送停止対象者の通報

1 発送停止対象者を取り扱った場合の措置

発送停止対象者に該当する者を取り扱った各所属の長は、次の措置を執るものとする。

(1) 警察本部内の所属の長の執るべき措置

刑事部捜査第一課長及び交通部交通企画課長(以下「本部担当課長」という。)は、死亡者通報連絡票(様式)を作成し、交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)へ通報するものとする。

(2) 警察署長の執るべき措置

警察署長は、発送停止対象者を取り扱った課(以下「署担当課」という。)において死亡者通報連絡票を作成させ、交通課長(交通第一課長及び地域交通課長を含む。以下同じ。)に取りまとめさせた上で、運転免許課長に通報するものとする。

2 例外的発送停止対象者を取り扱った場合の措置

岡山県警察が死亡確認及び身元確認を行っていない者について、免許保有者である事実及び死亡したという事実に関する情報の提供をその者の遺族から受けた本部内担当課長又は警察署長は、当該者について、1の(1)又は(2)の措置その他の方法により運転免許課長へ連絡の上、遺族の意向を考慮して必要な措置を執るものとする。

第3 通報を受けた運転免許課長の措置

1 通報された者の確認

運転免許課長は、本部内担当課長及び警察署長から第2の通報を受けた場合は、その通報を受けた者すべてについて免許照会を行い、免許保有者であるか否かを確認するものとする。

2 確認された者に対する措置

運転免許課長は、1の照会の結果、免許保有者であることが確認された者については、運転者管理システムに登録されているその者の住所に応じ、次に定める措置を執るものとする。

(1) 免許登録上の住所が本県内にある者

運転免許課長は、免許保有者であることが確認された者に係るリストを作成して6年間保存するとともに、運転者管理システムに違反外処分登録を行うこと。

(2) 免許登録上の住所が他の都道府県にある者

運転免許課長は、死亡者通報連絡票により、速やかに、当該都道府県警察の運転免許担当課長に通報すること。

3 他の都道府県警察からの通報に対する措置

運転免許課長は、他の都道府県警察から発送停止対象者に係る通報を受理した場合は、免許照会を行い、免許保有者であることを確認した上、2の(1)に定める措置を執るものとする。

第4 通報連絡体制

- 1 刑事部捜査第一課及び交通部交通企画課にあつては当該所掌業務の担当課長補佐を、警察署にあつては交通課長を、交通部運転免許課にあつては免許資料担当課長補佐を通報連絡責任者に充てる。

- 2 各通報連絡責任者は、相互の連携を密にするなど通報連絡体制を確立し、本措置の円滑な推進等を図るものとする。

第5 留意事項

更新連絡書等の発送停止に係る運転免許課長への通報内容は個人に関する情報に当たり、捜査上保秘を要するものも含まれることから、運転免許課長は、当該通報に係る資料を厳重に管理し、秘密の保持に努めるとともに処理済後は確実に廃棄するものとする。

附 則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

様式

死亡者通報連絡票

[別紙参照]